

上毛町介護人材確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 上毛町介護人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、上毛町補助金等交付規程（平成17年告示第6号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、上毛町（以下「町」という。）内の介護サービス事業所に介護職員として就職した者及び町が定める期間勤務した介護職員に対し、補助金を交付することにより、介護サービス事業所における介護職員の人材の確保及び育成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所 町内に住所を有する次のいずれかの事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所

ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所

エ 法第8条第25項に規定する介護保険施設

オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

キ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業を行う事業所

(2) 介護職員 介護サービス事業所において、専門的知識及び技術をもって、高齢者に介護サービスの提供を行う職員をいう。

(3) 有資格者 法第7条第5項に規定する介護支援専門員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士のうち、いずれかの資格

を有する者をいう。

- (4) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修をいう。

(交付対象者等)

第 4 条 補助金の区分、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付は補助金の区分ごとに 1 回限りとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者ではない。

- (1) 市町村民税等の滞納がある者
- (2) 上毛町暴力団排除条例（平成 22 年条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 補助金の交付に係る介護サービス事業所を離職している者（同一法人内の町内に所在する別の介護サービス事業所において継続勤務している者を除く。）
- (4) 補助金の交付を受けた後、継続して同一の介護サービス事業所に勤務する意思のない者
- (5) 国、県又は他の地方公共団体等から同種の補助金等の交付を受けている者

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上毛町介護人材確保事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 雇用及び雇用形態が確認できる書類
- (2) 職務経歴が確認できる書類（就職補助金の申請をする場合に限る。）
- (3) 有資格者であることを証明する書類（有資格者として就職補助金の申請をする場合に限る。）
- (4) 継続勤務期間が確認できる書類（継続勤務補助金の申請をする場合に限る。）
- (5) 介護職員初任者研修を修了したことが確認できる書類（資格取得補助金の申請をする場合に限る。）
- (6) 介護職員初任者研修の実施機関発行の受講料等（以下「受講料等」という。）の領収書等の写し（資格取得補助金の申請をする場合に限る。）
- (7) 介護サービス事業者等から受講料等に対し助成等を受けている場合

は、その額が分かる書類（資格取得補助金の申請をする場合に限る。）

（８）市町村民税等を滞納していないことが確認できる証明書

（９）その他必要と認める書類

２ 申請者は、交付対象者に該当する事由が生じた日から１年以内に前項の申請を行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、上毛町介護人材確保事業補助金交付決定通知書（様式第２号）又は、上毛町介護人材確保事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた日から３０日以内に上毛町介護人材確保事業補助金交付請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その請求内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第８条 町長は、偽りその他不正な行為によって補助金の支払を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、上毛町介護人材確保事業補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条 町長は、前条の規定に基づき補助金の一部又は全部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、上毛町介護人材確保事業補助金返還請求通知書（様式第６号）により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（その他）

第１０条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２ この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第５

条に規定する補助金の申請のうち、継続勤務補助金に係る申請については、令和13年3月31日までその効力を有するものとし、この告示の失効前に申請のあった分については、第6条から第9条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	交付対象者	交付額
就職補助金	令和7年4月1日以降、町内の介護サービス事業所に介護職員の常勤職員（週32時間以上又は月128時間以上勤務する者。所定労働時間の短縮を受けている場合は、週30時間以上又は月120時間以上勤務する者。）として、満60歳以下で就職し、6か月を経過した者（当該就職の日から過去1年以内に町内の介護サービス事業所に勤務していた者を除く。）	有資格者 10万円 有資格者以外 5万円
継続勤務補助金	次のいずれにも該当する者 ア 就職補助金の交付を受けた者 イ 就職の日から、継続して同一の介護サービス事業所で介護職員の常勤職員（週32時間以上又は月128時間以上勤務する者。所定労働時間の短縮を受けている場合は、週30時間以上又は月120時間以上勤務する者。）として3年間（同一法人内の町内に所在する別の介護サービス事業所における勤務期間を含む。）勤務した者。	10万円
資格取得補助金	次のいずれにも該当する者 ア 令和7年4月1日以降、町内の介護サービス事業所に介護職員（非常勤職員を含む。）として就職した者。 イ 介護職員初任者研修（以下「研修」という。）を修了した者（町内の介護サービス事業所に就職する前1年以内に研修を修了した者を含む。）	修了した研修の実施機関に直接支払った受講料及び教材費に相当する金額とし、3万円を限度とする。 ただし、介護サービス事業者や公共職業安定所等から、受講料等に対し助成等を受けている場合は、当該助成等に係る額を除いた金額とする。